公　告

諮　事　項

邑智西部区域特定地域整備事業における大口換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から邑智西部区域特定地域整備事業における大口換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 24 年 10 月 10 日

農林水産大臣　郡司　　彰

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年９月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東亜建設工業株式会社　代表取締役　松尾　正臣　東京都新宿区西新宿３－７－１　国土交通大臣許可（特―19）第2429号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成24年10月11日から平成24年10月17日までの７日間

4　処分の原因となった事実　東亜建設工業株式会社は、民間工事の共同住宅新築工事に元請けとして携わったが、杭工事作業中の平成21年４月14日、アースドリル機が路上に転倒し、歩行者１名が死亡さらに公衆４名が負傷する事故が発生した。この件について、同社社員に対し、下請負人がアースドリル機の重量及び安全な作業半径を把握し従事する作業員に伝達したかを確認せず、下請負人に対し安全な作業半径を超えた作業によるアースドリル機の転倒を防止するための必要な指導を行わなかったとして、平成24年２月22日東京地方裁判所から業務上過失致死傷罪による判決があり、刑が確定（控訴棄却）している。

このことが、建設業法第28条第１項第１号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第７０６２１号

大阪府守口市大久保町１丁目18番７号
申立人　川島　　茂
本籍鳥取県鳥取市河原町曳田355番地、最後の住所大阪府門真市野里町35番12号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日平成23年５月18日、出生の場所京都府京都市下京区、出生年月日昭和11年５月27日、職業不詳
被相続人　亡　西田つや子
大阪市中央区平野町２－２―13　マルイト堺筋ビル３階
相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第３００６６号

広島市中区富士見町３番15号
申立人　広島信用金庫
本籍広島県呉市東鹿田町224番地、最後の住所広島県呉市東鹿田町17番21号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成23年９月７日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和５年12月16日、職業会社役員
被相続人　亡　杉山　介英
事務所広島市中区八丁堀５番22号　メゾン京口門101　ひまわり事務所
相続財産管理人　弁護士　藤岡　達麻
広島家庭裁判所呉支部

平成２４年（家）第７１２４号

鹿児島県鹿屋市笠之原町45番60号
申立人　福徳萬里子
本籍鹿児島県肝属郡肝付町後田2671番地、最後の住所福岡市早良区小田部３丁目23番32号、死亡の場所福岡市早良区、死亡年月日平成23年12月31日、出生の場所鹿児島県鹿屋市、出生年月日昭和31年10月30日、職業会社員
被相続人　亡　福徳　芳己
事務所福岡市中央区警固１丁目12番11号
相続財産管理人　弁護士　大坪　知弘
福岡家庭裁判所

平成２４年（家）第６８号

熊本県上益城郡山都町下馬尾286番地４
申立人　山都町
本籍熊本県上益城郡山都町大見口576番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所熊本県上益城郡山都町、死亡年月日平成22年１月15日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和６年１月15日、職業無職
被相続人　亡　末次　君雄
熊本市中央区安政町４番19号ＴＭ10ビル６階　安政町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木原　武士
熊本家庭裁判所高森出張所

平成２４年（家）第７０３５号

沖縄県那覇市字小禄129番地
申立人　照屋　富三
本籍沖縄県那覇市字小禄2559番地、最後の住所沖縄県那覇市字小禄364番地、死亡の場所那覇市、死亡年月日昭和61年12月20日、出生の場所不明、出生年月日明治21年５月４日、職業不明
被相続人　亡　照屋カマド
沖縄県那覇市泉崎２丁目２番地５那覇民主診療所ビル４階
相続財産管理人　弁護士　赤嶺　朝子
那覇家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第２０３２号

山形県東田川郡庄内町余目字猿田43番地７
申立人　髙橋　克弘
本籍山形県東田川郡庄内町跡字梅木50番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山形県東田川郡庄内町、死亡年月日平成24年２月13日、出生の場所山形県東田川郡余目町、出生年月日昭和24年10月19日、職業無職
被相続人　亡　眞田　茂夫
催告期間満了日　平成25年４月22日
山形家庭裁判所酒田支部

平成２４年（家）第５４４９号

福井市順化１丁目24番43号　ストークビル福井一番館８階　九頭竜法律事務所
申立人　梅田　景子
本籍福井県あわら市花乃杜２丁目625番地、最後の住所福井市松本１丁目44番11号　県営住宅町屋団地Ｂ棟706、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日平成23年12月10日、出生の場所大阪府大阪市西区、出生年月日昭和17年４月12日、職業無職
被相続人　亡　谷川美根子
催告期間満了日　平成25年４月19日
福井家庭裁判所

平成２４年（家）第２０６４号

京都市伏見区両替町３丁目323番地　川口ビル217
申立人　司法書士　佐伯　健作
本籍京都市下京区室町通五条下る大黒町202番地、最後の住所京都市南区西九条針小路町13番地、死亡の場所京都市南区、死亡年月日平成23年８月24日、出生の場所京都市下京区、出生年月日大正11年９月17日、職業無職
被相続人　亡　藤井　利一
催告期間満了日　平成25年４月19日
京都家庭裁判所